

地域再生計画

1. 地域再生計画の名称

遊休農地を活かした エゴマ栽培による地域活性化事業

2. 地域再生計画の作成主体の名称

島根県仁多郡奥出雲町

3. 地域再生計画の区域

島根県仁多郡奥出雲町の全域

4. 地域再生計画の目標

4-1 地域の現状

奥出雲町は島根県南東部、東部は鳥取県、南は広島県に接する中国山地のほぼ中央に位置している。

平成 27 年の国勢調査による人口は、13,063 人であり、平成 22 年から 5 年間で 1,393 人減少（△9.6%減少）し、高齢化率も 40%を超え、農業を中心とした産業の衰退が危惧される状況である。

また本町の「脳血管疾患」による死亡状況は、男女とも、島根県内ワースト 1 位、認知症高齢者は、平成 18 年度以降 8 年間で 1.6 倍、要介護認定者のうち 67.5%を占めている状況であり、高齢者の健康に対する不安も増々大きくなっている。

こうした中、血管の病気予防や脳細胞の活性化などに作用があると期待されている、高機能食品「エゴマ」に着目し、平成 17 年度から町民の健康増進と農業振興策として、エゴマ栽培に取り組み、平成 27 年度の栽培面積は 31ha と全国トップのエゴマ産地となり、その活用が大きく期待されている。

このエゴマ油に含まれるオメガ 3（ α リノレン酸）は、人間の体内では作ることができず、食物から摂取する必要がある必須脂肪酸の一種で、脳に非常によい効能があると言われ、国内だけでなく海外でも大きく注目され、食品メーカーを中心に年々需要が増えている。

現在、収穫されるエゴマの種実は、生産者から一括購入し、「奥出雲町産エゴマ油えにしの雫」として県内外や首都圏でも販売し、数少ない貴重な国産エゴマ油として仁多米・仁多牛・そば・椎茸等に次ぐ地域特産としてブランド化が確立しつつある。

4-2 地域の課題

前述のとおりエゴマ油は市場での需要が見込まれるものの、生産者からの供給量が間に合っていない状況であり、収穫量の安定確保が必要であるが、町のもう一つの特産品である「そば」の収穫期とエゴマの収穫の適期が重なり、収穫機械となる汎用コンバインの競合が生じるため、エゴマ専用のコンバインが必要である。

また、乾燥機についても、現在ハウス内で天日乾燥を行っているが、今後の収穫量の増加や品質の均一化を図るうえでは、乾燥機の導入が必要である。

加えて、販路拡大に向けても、首都圏での市場調査やエゴマセミナー等による顧客の確保やエゴマを原料とした商品の研究開発に取り組む必要がある。

4-3 目標

本事業では、『エゴマ収穫機・乾燥機等の導入事業』、『有機エゴマ商品開発・販売促進支援交付金事業』、『有機エゴマ生産農家経営所得安定対策交付金事業』を一体的なプロジェクトとして実施し、「奥出雲ブランド」の確立と6次産業化を図る。

この取り組みにより、生産農家の栽培意欲や所得向上につなげ、エゴマ生産の安定と持続化を推進するとともに、栽培面積の拡大による農地の有効活用につなげる。

また、新たな雇用の創出、交流人口の拡大による移住定住の促進、町民自らもエゴマを食することで健康を保持し、ひいては医療費の適正化を図ることを目的とする。

【数値目標】

事業	遊休農地を活かした エゴマ栽培による地域活性化事業			年 月
	エゴマ生産農家数 (戸)	エゴマ出荷量 (kg)	エゴマ及び関連商品の販売額(千円)	
申請時	80	6,000	32,000	H29.3
初年度	90	9,100	48,000	H30.3
2年目	95	10,800	55,000	H31.3
3年目	100	12,600	65,000	H32.3

5. 地域再生を図るために行う事業

5-1 全体の概要

エゴマの6次産業化を図るため、寄附活用事業として、機械化による作業の効率化と収穫量の安定確保、品質の均一化を図るとともに、商品開発や販路開拓を進める。

更に、所得安定対策交付金を支給し、生産農家の所得安定化を図るとともに、関連事業として、育苗コスト助成や機械刈取助成を実施し、事業の推進を図る。

5-2 第5章の特別の措置を適用して行う事業

まち・ひと・しごと創生寄附活用事業に関連する寄附を行った法人に対する特例(内閣府):【A2007】

- (1) 事業名: 遊休農地を活かした エゴマ栽培による地域活性化
(エゴマ収穫機・乾燥機等の導入事業、有機エゴマ商品開発・販売促進支援交付金事業、有機エゴマ生産農家経営所得安定対策交付金事業)
- (2) 事業区分: 農林水産業の振興
- (3) 事業の目的・内容

(目的)

現在、農業公社を通して生産者に委託している収穫用コンバインでは機械台数が不足している状況にあり、適期に収穫が出来ない為、品質の低下や脱粒により著しく収穫量が減少している。栽培面積は 31ha となったものの、収穫用コンバインの不足及び天候不順の影響から適期刈取りが出来ず、収穫用コンバイン 1 台に対する生産の適正規模であった平成 23 年度の反収量 (62kg/10a) から平成 27 年度の反収量 (28kg/10a) と大幅な減収となった。

また、町内で所有している汎用コンバインは 7 台 (内、1 台はエゴマ収穫専用機) あり、ソバ収穫を含む作業面積は 86ha まで増加している。全車がフル稼働している状況であるが、1 シーズンの 1 台当たりの適正収穫面積は 10ha が標準であり、特にエゴマ収穫については、1 台ないし 2 台の収穫用コンバインが不足している状況で、作業の過密化が適期収穫の支障となっている状況である。

本計画では、奥出雲町の豊かで恵まれた自然環境で栽培されたエゴマを特産品振興の中心作物と位置付け、機械設備の充実や生産者からの安定供給を図り、6 次産業化の取り組みを強化するとともに、商品開発や販路開拓を進める。

こうした地域を巻き込んだ「奥出雲ブランド」の確立により、栽培面積の拡大による耕作放棄地の減少、農家所得向上、農村体験交流による交流人口の拡大、ひいては移住定住の促進、雇用の創出につなげることを目的とする。

(事業の内容)

1. エゴマ収穫機・乾燥機等の導入事業

平成 29 年度において、汎用コンバインを町で購入し (財源: 町 1/3、県 1/3 [新農林水産振興がんばる地域応援総合事業交付金]、企業版ふるさと納税 1/3)、農業公社へ貸与し、収穫量の安定確保を目指す。

なお、現有コンバインは大豆や蕎麦の汎用コンバインであり、エゴマ種子の収穫には適していないことから、県内機械メーカーと共同でエゴマ専用収穫機械の改良に着手したところである。平成 31 年度において、県内のエゴマ生産団体 (奥出雲町、川本町、大田市の生産団体) がエゴマ専用コンバインの共同開発を行うこととし、県内機械メーカーが機器開発を行う。その開発費用 750 万円のうち、奥出雲町のエゴマ生産団体である奥出雲町健康食品産業生産者協議会が負担する 250 万円を町から補助する。

なお、町は島根県産業振興財団と連携しながら、技術的な指導等を行う。

また、現在エゴマ収穫後の乾燥は、ハウス内での天日乾燥を行っているが、天候に左右され、時間もかかり非効率であるため、平成 30 年度に乾燥機 2 台の導入費用全額を奥出雲町健康食品産業生産者協議会に町が補助し、作業の効率化と品質の均一化を図る。

2. 有機エゴマ商品開発・販売促進支援交付金事業

地域を代表するブランド品に発展させるため、首都圏でのエゴマセミナー等の開催、商品の研究開発と販路拡大に取り組み、単一作物振興にとどまることなく地域産業として 6 次産業化の取り組みを強化する。

町は、奥出雲町健康食品産業生産者協議会 (町内企業 3 社・通称 MOHG: メイク・オク

イズモ・ヘルシーグループ)が行う事業にかかる経費を補助する。

具体的には、新たな商品開発(補助対象経費:試作開発費、委託等に対して、年間70万円を補助)、首都圏等への販路拡大に取り組む事業(旅費、印刷費、展示会出展料等に対して、年間30万円を補助)を支援する。

3. 有機エゴマ生産農家経営所得安定対策交付金事業

エゴマの生産振興策として自らの健康づくりとして取り組むための「一人1aエゴマ栽培」運動の展開を基本に、高齢者や女性でも容易に栽培が出来るエゴマの軽量野菜としての特徴を活かした栽培奨励を行い、出荷量に応じた所得安定交付金を支出する。

販売を目的としたエゴマ生産農家に対して経営所得安定対策の新規の取り組みであり、この事業の実施にあたっては、奥出雲町健康食品産業生産者協議会が中心となる。

※契約栽培の企業買取価格 標準 1,800円/kg × 10% = 180円/kg

【各年度の事業内容】

1. エゴマ収穫機・乾燥機等の導入事業

初年度)汎用コンバイン1台の導入

2年目)乾燥機2台の導入費用の支援

3年目)コンバイン開発経費の支援

※汎用コンバインは町で整備

乾燥機、コンバイン開発経費は奥出雲町健康食品産業生産者協議会へ補助

2. 有機エゴマ商品開発・販売促進支援交付金事業

初年度)有機エゴマの商品開発については、奥出雲町健康食品産業生産者協議会が行う事業に対して、町が補助する。同協議会において、8月までに商品の企画選定を行い、11月を目途に製造メーカーを決定する。年度内には、試作品(2品目程度)の開発と市場調査を行い、展示会等への出展により、販路を開拓する。

2年目)有機エゴマの商品開発については、奥出雲町健康食品産業生産者協議会が行う事業に対して、町が補助する。同協議会において、8月までに商品の企画選定を行い、11月を目途に製造メーカーを決定する。年度内には、試作品(2品目程度)の開発と市場調査を行い、展示会等への出展により、販路を開拓する。

3年目)有機エゴマの商品開発については、奥出雲町健康食品産業生産者協議会が行う事業に対して、町が補助する。同協議会において、8月までに商品の企画選定を行い、11月を目途に製造メーカーを決定する。年度内には、試作品(2品目程度)の開発と市場調査を行い、展示会等への出展により、販路を開拓する。

3. 有機エゴマ生産農家経営所得安定対策交付金事業

初年度) 7月末を目途に町内エゴマ生産農家に対して事業説明を行い、11月に生産農家からの出荷量に応じて交付金を交付する。

事業は奥出雲町健康食品産業生産者協議会が行い、事業費は町が補助する。
(目標生産面積: 26ha、反収量 35kg/10a)

2年目) 5月末を目途に町内エゴマ生産農家に対して事業説明を行い、11月に生産農家からの出荷量に応じて交付金を交付する。

事業は奥出雲町健康食品産業生産者協議会が行い、事業費は町が補助する。
(目標生産面積: 27ha、反収量 40kg/10a)

3年目) 5月末を目途に町内エゴマ生産農家に対して事業説明を行い、11月に生産農家からの出荷量に応じて交付金を交付する。

事業は奥出雲町健康食品産業生産者協議会が行い、事業費は町が補助する。
(目標生産面積: 28ha、反収量 45kg/10a)

(4) 地方版総合戦略における位置付け

当町の「まち・ひと・しごと創生総合戦略」においては、施策3-①「農」×「食」によるブランド化の推進において、知名度を持つ地域特産品(仁多米、仁多牛・そば・エゴマ)の生産、品質管理、販売体制を強化し、食の安全・安心にこだわった環境保全型農業を推進し、産地のブランド向上を目指す施策を定めている。

また、6次産業化や農商工連携による加工品の生産・販売を促進し、「農」と「食」の連携による付加価値(農家所得)向上を定めている。(6次産業化・農商工連携事業件数: 現状 83件→H32 116件、農畜林産物総生産額: 現状 3,460百万円→H32 4,152百万円)

さらに、施策3-②地域産業の競争力強化において、ヘルスケア産業の振興施策を定めており、国内有数の生産規模を誇るエゴマを中心に、そろばん、そば、温泉、トレッキングコースなどの地域資源を活用し、医療機関・観光業と連携した「ヘルスケア産業」への参入に向けた取組みを推進し、また、島根リハビリテーション学院等と連携した、若者等の雇用の受け皿となる医療・福祉分野における魅力ある職場づくりを推進することとしている。(製造業の従業者数: 現状 1,076人→H32 1,012人※減少数の抑制、製造業の従事者1人あたり年間付加価値額: 現状 1,030万円→H29 1,050万円)

本プロジェクトは、まさにこれらの目標の達成に直接寄与するものである。

(5) 事業の実施状況に関する客観的な指標(重要業績評価指標(KPI))

事業	遊休農地を活かした エゴマ栽培による地域活性化事業			年 月	
	KPI	エゴマ生産農家数 (戸)	エゴマ出荷量 (kg)		エゴマ及び関連商品の販売額(千円)
申請時		80	6,000	32,000	H29.3
初年度		90	9,100	48,000	H30.3
2年目		95	10,800	55,000	H31.3
3年目		100	12,600	65,000	H32.3

(6) 事業費

(単位：千円)

1. エゴマ収穫機・乾燥機等の導入事業	年度	H29	H30	H31	計
	事業費計	7,140	2,500	2,500	12,140
	負担金補助及び交付金	7,140	2,500	2,500	12,140

2. 有機エゴマ商品開発・販売促進支援交付金事業	年度	H29	H30	H31	計
	事業費計	1,000	1,000	1,000	3,000
	負担金補助及び交付金	1,000	1,000	1,000	3,000

3. 有機エゴマ生産農家経営所得安定対策交付金事業	年度	H29	H30	H31	計
	事業費計	1,638	1,944	2,268	5,850
	負担金補助及び交付金	1,638	1,944	2,268	5,850

(7) 申請時点での寄附の見込み

年度	H29	H30	H31	計
法人名	カナダ(株)	カナダ(株)	カナダ(株)	
見込み額(千円)	5,000	5,400	5,700	16,100

(8) 事業の評価の方法(PDCAサイクル)

(評価の方法)

定量目標の達成状況を確認するため、毎年度各指標の集計を行い、当町の「奥出雲町まち・ひと・しごと創生総合戦略評価委員会」(山陰合同銀行、商工会、島根県中山間地域研究センター、ハローワーク雲南等)により、事業の結果を検証し、改善点を踏まえて、次年度の事業手法を改良する。

(評価の時期・内容)

毎年度終了後(6月頃)に、外部有識者による事業結果・効果の検証を行い、翌年度以降の取り組み方針を決定する。

(公表の方法)

計画の内容及び目標の達成状況について、奥出雲町公式ホームページ上及び広報紙で公表する。

(9) 事業期間 平成 29 年 7 月～平成 32 年 3 月

5-3 その他の事業

5-3-1 地域再生基本方針に基づく支援措置
該当なし

5-3-2 支援措置によらない独自の取り組み

① 事業概要：環境保全型農業推進支援事業

有機エゴマの栽培拡大と他産地との差別化、高付加価値化を推進
有機栽培育苗費用を助成（10a あたり 7,000 円）

実施主体：奥出雲町

事業期間：平成 24 年度～平成 31 年度

② 事業概要：開発農地特産振興事業（エゴマ作付奨励事業）

エゴマ機械刈取助成（10a 当り 6,000 円）

実施主体：奥出雲町

事業期間：平成 23 年度～平成 31 年度

6 計画期間

地域再生計画認定の日から平成 32 年 3 月 31 日まで

7 目標の達成状況に係る評価に関する事項

7-1 目標の達成状況にかかる評価の手法

定量目標の達成状況を確認するため、毎年度各指標の集計を行い、事業の結果を検証し、改善点を踏まえて次年度の事業手法を改良することとする。

7-2 目標の達成状況に係る評価の時期及び評価を行う内容

内部評価のほか、外部有識者（産官学金労）による「奥出雲町まち・ひと・しごと創生総合戦略評価委員会」により、前年度実績を検証するとともに、当該年度及び次年度における成果向上に向けた提言を集約する。また、町議会における検証も行う。

7-3 目標の達成状況に係る評価の公表の手法

検証内容・結果については、ホームページ及び町広報誌により公表する。